

## 第 2 7 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

平成 1 7 年 1 0 月 2 7 日 ( 木 )  
午前 1 0 : 0 0 ~  
1 4 A 会 議 室

出席委員	永井 護会長，荒井雅彦委員，塩田 潔委員，半田和男委員 鈴木幸子委員，吉田栄一委員，今井恭男委員，塚原毅繁委員 生井俊夫委員 ( 9 名 )
欠席委員	長田光世委員，船田武彦委員，大竹清作委員，熊本和夫委員 ( 4 名 )
代理出席	羽石次長 ( 野中英雄委員 ) ，大出課長補佐 ( 松本正美委員 ) ( 2 名 )
出席幹事	野澤省一幹事，永嶋正義幹事，栗田健一幹事，森岡正行幹事， 岸忠繁幹事 ( 5 名 )
( 臨時幹事 )	なし
事務局	吉澤信二書記，相羽仁司書記，飯塚由貴雄書記，齋藤貴司書記 入江彰一書記 ( 5 名 )

進行 (吉澤書記)	<p>本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。</p>
資料確認 (吉澤書記)	<p>定刻となりましたので、只今から、「第27回宇都宮市都市計画審議会」を始めたいと思います。</p>
	<p>委員の皆様方には、ご審議・ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	<p>始めに、本日の会議資料について確認させていただきます。</p> <p>資料としては、</p> <p>事前にお送りしております資料として、</p> <p>会議次第</p> <p>宇都宮市都市計画審議会運営要領の一部改正について</p> <p>議案書</p> <p>本日の配布資料として、</p> <p>説明資料 議案第1号 「宇都宮市都市計画地域冷暖房施設の変更について」(A3横 1枚)</p>
	<p>以上の資料となっております。不足しているものがありましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。</p>
報告事項 (吉澤書記)	<p>ここで、「宇都宮市都市計画審議会運営要領」に一部改正がございましたのでご報告いたします。事前にお配りしている資料をご覧ください。</p>
	<p>宇都宮市都市計画審議会条例に規定されている3号委員については、審議案件に関係する行政機関の代表者に委嘱をしているものです。</p>
	<p>当審議会運営要領第2条につきまして、代理出席を認めておりますが、第2項において「その代理する者の範囲」を「次席」職として限定しておりましたので、組織上「次席」にあたらぬ職員の代理者にせっきゃくご参加いただきながら正式な質疑ができない場合があります。</p>
	<p>そのため、関係行政機関から委任を受けて届出が提出された代理出席職員について、審議会委員として出席いただけるよう運営要領の一部を改正し、平成17年10月1日より施行しておりますので、ご報告致します。</p>
傍聴者有無 (吉澤書記)	<p>最後になりますが、傍聴者数の報告を致します。</p> <p>本日の会議については、傍聴者は<u>3</u>名でございます。</p>
	<p>それでは、永井議長、進行をよろしくお願いいたします。</p>
永井議長 挨拶	<p>委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただきながら、効率的に会議を進めたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p>
定足数確認 (永井議長)	<p>それでは、会議の成立に係わる本会の定足数に関して、事務局より報告を求めます。</p>

定足数報告 (相羽書記)	事務局より本会の成立についてご報告いたします。本日の会議でございますが、現在出席委員は代理出席者を含め、 <u>11</u> 名でございます。これは、当審議会条例第6条にございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。
開会 (永井議長)	事務局からの報告のとおり、本会は成立しておりますので、ただいまから、第27回宇都宮市都市計画審議会を開会します。
議事録署名員 指 名 (永井議長)	まず、議事に入る前に、本日の議事録署名員として、 半田 和男 (はんだ かずお) 委員 鈴木 幸子 (すずき ゆきこ) 委員 の2名にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
議事 永井議長	次に、審議に先立ちまして、会議の公開、非公開について確認いたします。 本日の付議案件は10月17日付けで宮都第204号にて市長から 議案第1号「宇都宮都市計画地域冷暖房施設の変更について」の1件の諮問がされております。 付議案件の審議につきましては、会議は原則 <u>公開</u> となりますので、審議は「公開」で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	【異議なしの声】
永井議長	審議の公開に際し、傍聴者の方へ申し上げます。お手元の「傍聴要領」に記載してあることをよくお読みになって、審議のスムーズな進行にご協力ください。  それでは、議事に入ります。 最初に、議案第1号「宇都宮都市計画地域冷暖房施設の変更について」事務局から説明をお願いします。その後、ご質問・ご意見等をいただきたいと存じます。では、事務局で説明願います。
事務局 (栗田幹事)	それでは、ご説明いたします。 「議案第1号 宇都宮都市計画地域冷暖房施設の変更について 宇都宮市中央地区地域冷暖房施設 宇都宮市決定」をご説明いたします。  資料の1ページをお開きください。 議案第1号「宇都宮都市計画地域冷暖房施設の変更について」ですが、次のように変更いたします。 ・名称は「宇都宮市中央地区地域冷暖房施設」です。 ・管路についてですが、起点・終点の順に読み上げます。 「宇都宮1号幹線」、宇都宮市馬場通り一丁目から宇都宮市本町

「宇都宮 2 号幹線」, 宇都宮市馬場通り一丁目から宇都宮市馬場通り 2 丁目

「宇都宮 3 号幹線」, 宇都宮市馬場通り一丁目から宇都宮市曲師町

「宇都宮 4 号幹線」, 宇都宮市馬場通り一丁目から宇都宮市馬場通り 2 丁目でございます。

- ・備考としまして, 供給区域は約 15.9 ヘクタールでございます。
- ・その他の施設としまして, 熱発生施設のセンタープラントは宇都宮市馬場通り 1 丁目 1 番に位置し, 面積は「約 1,200 平方メートル」でございます。
- ・変更理由としまして, 宇都宮市中央地区における業務地区及び商業地区の大気汚染防止と環境保全を図るため変更するものでございます。

2 ページをお開きください。

計画書の新旧対照を示しております。左側が変更後で右側が変更前の当初決定のものです。変更点としては, 供給区域が 10.7 ヘクタールから 15.9 ヘクタールに拡大しております。

なお, 若干記載事項が異なっておりますが, これは書式が簡素化されたことによるものです。

3 ページをお開きください。

総括図として, 供給区域の位置が表示されております。見にくいですが赤線で囲まれた部分が供給区域を示しております。

4 ページをお開き下さい。

計画図として, 供給区域, 幹線, 熱発生施設の位置を示しております。

5 ページをお開き下さい。

変更対照図を示しております。黄色の線で囲まれた区域が変更前の区域でございまして, 赤線で囲まれた区域が変更後の区域でございます。

次に, A 3 横長の説明資料をご覧下さい。

まず, 1 . の地域冷暖房について簡単にご説明いたします。

地域冷暖房施設とは, 熱発生施設のプラントで集中的に冷水・温水などを製造し, 導管を用いて複数の建物に熱を供給して, その熱を利用し各建物が冷暖房や給湯などを行うシステムでございます。

次に 2 . の変更する理由については, 現供給区域に隣接する埴田 1 丁目地内におきまして栃木県庁舎の建替え工事を施工中ですが, 今般, 新庁舎への熱使用申し込みがあり, これに対応するため供給区域の拡大を図り, 宇都宮中央地区の大気汚染防止と環境保全を実現するため変更するものでございます。

次に 3 . の宇都宮市中央地区地域冷暖房施設の概要ですが,

- ・プラントの位置は，宇都宮市馬場通り1丁目1番11号です。
- ・供給区域の面積は，約15.9ヘクタールです。
- ・プラントの面積は，約1,200平方メートルです。
- ・施設の熱源は，変電所の変圧に伴う排熱を利用しております。

次に4.の地域冷暖房施設のメリットについてご説明します。

- ・「環境保全の推進」としまして熱源を集約化することにより，エネルギーの効率的な利用ができ地球温暖化や大気汚染防止が図られます。
- ・「エネルギーの有効利用」としまして，熱源には都市ガスなどを利用するものもありますが，本施設は変電排熱などの未利用エネルギーを利用することによりエネルギーの有効利用ができます。
- ・「都市生活環境の向上」としまして，熱供給を受け入れる建物では，煙突や冷却塔が不要になり優れた都市景観の形成に寄与できるほか，機械室などが不要になりスペースの有効利用が図れます。
- ・「都市防災への寄与」としましては，熱源の集約化により都市の中での火災発生源を減らすことができるとともに，集中管理により火災発生の防止に貢献できます。

最後に，右下の計画図をご覧ください。

赤く網掛された部分が，増加する区域を示しております。

都市計画案の縦覧につきましては，広報うつのみやの10月号，市ホームページに掲載しまして，10月3日から17日までの2週間縦覧を行ったところでございます。縦覧者につきましては2名，意見書の提出はございませんでした。

以上で「議案第1号 宇都宮都市計画地域冷暖房施設の変更について 宇都宮市中央地区地域冷暖房施設 宇都宮市決定」の説明を終わります。

永井議長 事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から，ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

塩田委員 供給区域内の普及率はどのくらいですか？また，民間にはどの位普及しているのですか？

事務局 現在使用している建築物はパルコ宇都宮店，大島ビル，㈱鈴木屋，栃木県本町合同ビル，栃木県総合文化センターでございます。民間施設と公共施設は半々位です。

塩田委員 あまり普及率はよくないですね。

永井議長 大島ビルというのはどこにあるのでしょうか？

事務局 大通り沿いで釜川沿いのところです。

永井議長 栃木県合同ビルはどこにあるのでしょうか？

事務局 計画図に示す『坐頭橋』の東側にある9階建てのビルです。また、鈴木屋のビルは、熱供給プラントの東となりの5階建てのビルです。

塩田委員 キャパシティ的にはまだあると思いますが、普及していない理由はなんですか？

事務局 先程ご説明いたしましたように地域冷暖房はいろいろなメリットがございますが、短期的にみたコストは、個別空調と変わりはなく、熱供給を引き入れる際の初期費用が敬遠されている理由と考えられます。

永井議長 都市施設として決定するものだが、市としての所管はどこになりますか？

事務局 直接の窓口ではありませんが、地球温暖化の防止や大気汚染防止などの効果を考えれば、業務分野の一つとして環境企画課になります。

永井議長 環境企画課で積極的にこの施設を推進しているわけではないですね。  
塩田委員の質問は、都市施設の決定をする都市計画課と環境保全の施策として、環境企画課はこの地域冷暖房施設を推進するべきだろうという意味も含んでいると思います。

事務局 この地域冷暖房施設につきましては東京電力のプラントですが、いろんな事業者ができる状況にあります。その中でどの事業者を推進するということは企業のPRになってしまい、市としてはできませんが、環境面でのPRというのは検討していかなければならないと考えております。また、環境部の方で市全体に広げようということは、考えておりません。

今井委員 区域の決定については、今回県庁が導入しますよという中で区域の追加をするわけですが、この施設の普及という観点から言うと、要望があった隣接している区域だけを繰り入れるのではなく、もっと将来の計画性をもって幹線網を決定し、拡大すべきだと思うがどうでしょうか？  
また、この議案を都市計画審議会に付議する根拠はなんでしょう？

事務局 都市計画法の中に都市施設という項目があり、道路・公園などと同じ扱いでその区域を決定するというです。  
また、区域の決定につきましては、熱供給事業法に基づいて経済産業省資源エネルギー庁の許可を受けるということと、都市計画法の供給区域が一致していることが望ましいと考えることがか

ら、本来であればご指摘のとおり将来を見越して決定するべきかと考えますが、需要の見込みがある程度ないと都市計画法の供給区域をあらかじめ決定することは難しいと考えます。

今井委員

わかりました。むしろ普及PRという点では逆にそこが足かせになる部分がある。

今回は、県庁が導入するという事でエリアの拡大をするわけだが、そういった部分ではどんどん導入に名乗りをあげて欲しいものです。地域冷暖房施設が当初決定された時は、旧福田屋と大島ビルくらいしか名乗りをあげていなかった事を考えると、現在これほど拡大されてきたことは良いことだと思う。

それと今回拡大されるエリアの中に、既に完成している栃木県の合同庁舎があるが、それらの建物も導入するという理解でよろしいのですか？

事務局

拡大する供給区域の北側に県警本部などが入っている合同庁舎ビルがありますが、こちらのほうに地域冷暖房施設を導入する予定はありません。供給区域を都市計画決定するにあたっては、道路や敷地の境界などの地形地物で決めるということと、同じ県の敷地ということで将来を見込んで区域を決定しております。

今井委員

道路などで区切るということは分かったが、私が先程言った将来を見越してエリアに繰り入れておこうという論理も成り立つのですか？

例をあげると旧下野新聞社のビルは、供給区域外にあるが管路が近くまで来ているので、供給が見込めるものとしてエリアに入れることもできるのではないのでしょうか？

このエリアは地域冷暖房の導入を推進してゆくんだというスタンスに行政がたっているとすれば、ある程度将来需要が見越せるところは、エリア内に繰り入れたほうが導入しようとしているビルなどは導入しやすいのではないかという意味ですが、その辺のところはどうですか？

事務局

当初決定したエリア内には、ある程度供給を想定した建物があったことと思いますが、今回の県庁に供給するだけの余力はあると伺っております。

県側からエリアに隣接しているので供給したいと申し入れがあり県庁の区域だけをエリアに繰り入れました。また、その他の近隣の施設には供給する予定が、現時点では考えていないとのことでございます。

今井委員

供給網とも、これ以上の拡大を考えていないということですか？

事務局

はい。現時点ではありません。

プラントにも供給できる容量があり、また、決定したエリア内にこういった建物が建設されるか予想は難しいと考えます。

永井議長

これを実際推進してゆくとすると、事業の採算性及び我々のほ

うは環境問題の中で効率的なエネルギーの活用という2つの問題があると思います。

そこで、都市計画としては、地域冷暖房施設は環境問題の中では重要な施策であると位置付けているわけだから、主旨としてはそれを積極的に進めてゆくという基本的な方針であると言っていることから、環境企画課と都市計画課がまとまって一つの施策を動かして反映してゆかなければならない。

要するに、どの程度広げたら効果があるのか、また、供給区域内の普及率を上げることが良いのかということです。

都市施設として位置づけている以上は、推進してゆくという市政の施策を出していただきたいというのが今井委員の議論であり、心配しているのが塩田委員の議論だと思う。

都市計画は計画であって後付けではなく、施策を表現するものなので、都市計画の決定の内容が施策に反映するように、お願いしたい。

塩田委員

もう一言よろしいですか？

当初決定された時の考え方で、理解できないところがあります。東京電力がここにビルを造ったとき、地域貢献ということがあったとすれば、第一にプラントの近隣の普及が考えられなかったのでしょうか？

要するに、結果的にプラントビルの近隣の地区の普及率が低いということが理解できないところです。極論を言うとビルの裏手などは日影になっているので、採算度外視してまでも料金を格安で供給することができなかつたのか？地域貢献・地域還元という発想を持てばもう少し普及したように思います。

永井議長

採算性の議論については、東京電力と各ビルが行うことで、介入しないという方針でやっていると思います。

また、県としては、こういった考えで供給を決めたかということで、なにか分かりますか？

生井委員

供給する経緯については、何も聞いておりませんでしたし、施設の内容も理解しておりませんでした。

永井議長

大口の需要者としては県が最大になりますので、県と市がコンタクトをとれば普及率は上げられると思いますが、官と民の間では難しいところがあるが、県と市であれば政策論としてどうやるかというのは全く別次元の話ではないという気がします。

塩田委員

県が使用すればかなり効率良くなるので、コストを下げられると思うので、そういう意味でももっと普及させて欲しい。

永井議長

私の印象として、都市計画決定するときは、物事が決まってから決定するというところになっているところがあるが、線引きするということは誘導するという概念が非常に大きい。

そういう面を考えていただきながら、ほんとうは都市計画決定したいものです。ほとんどのものが、物事が決まってから決定す

るという後付けの決定というのがあまりにも多すぎるのではないか。そういったやり方ではなく、決まるか決まらないか分からないが、都市計画の精神から言って、ここはこう入れるべきであるというやり方をなるべくやっていきたい。それが、我々の持っている都市計画マスタープランを実現してゆく手段としての都市施設であり、用途地域であるということになってくると思います。

永井議長

他にご意見は、ございませんか？

それではご意見・ご質問も出尽くしたようですので、お諮りいたします。

議案第1号「宇都宮都市計画地域冷暖房施設の変更について」について「原案どおり異存なし」としてご異議ございませんか。

各委員

【異議なしの声】

永井議長

それでは、「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

以上で本日の議事はすべて終了致しました。

委員及び幹事の皆様ご苦労さまでした。

【幹事・傍聴者の退出】

その他

続きまして、3「その他」の事項に入ります。

委員の皆様から何かありますでしょうか？

事務局より何かございますか？

事務局

事務局からは特にございません。

閉会

それでは、これもちまして第27回宇都宮市都市計画審議会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。

# 宇都宮市都市計画審議会

議長（会長）

永井 護

審議会議事録署名委員

半田 和男

審議会議事録署名委員

鈴木 幸子